

花王株式会社 酒田工場 流動床焼却炉 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

1. 産業廃棄物処理施設のすべてに共通する維持管理の技術上の基準

＜廃棄物の処理と清掃に関する法律施行規則 第十二条の六＞

	維持管理基準	申請施設の構造・措置
一	受け入れる産業廃棄物の種類及び量が施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	産業廃棄物は受け入れる前にチェックシート、サンプル等で、当該処理施設の処理能力に見合った適正なものであることを確認します。受け入れる際には、必要な当該産業廃棄物の内容組成表(有効分、濃度、性状など)の確認を行います。
二	施設への産業廃棄物の投入は、処理能力を超えないように行うこと。	施設への廃棄物投入は、固形物及び汚泥についてはストックヤードへの搬入量計量、液状物については流量計測を行い、焼却設備の処理能力を超えないようにします。
三	産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他生活環境保全上必要な措置を講ずること。	産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、酒田工場の緊急連絡体制により、速やかに流出した産業廃棄物の回収その他生活環境保全上必要な措置を講じます。
四	施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	施設の正常な機能を維持するため、年1回の定期点検、法定点検のほか、日常の保守点検を行い、施設の機能を正常に維持します。
五	産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	廃プラスチックはシャッターで遮断されたストックヤードに、廃油・汚泥は廃液タンクに納めることで、飛散を防止します。
六	蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	床洗浄を実施し、構内の清潔に努めます。また、残さ及び加湿灰コンテナは密閉式とすることで粉じんの飛散を防止します。
七	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないよう、低騒音/低振動機器の採用や、防音・防振施工をします。
八	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	焼却施設から発生する排水は、廃液タンクに集めた後、廃液ポンプを経由し、全て施設内で処理する完全クローズシステムとします。従って排水は発生しません。
九	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存すること。	施設の維持管理に関する点検、検査、その他の措置の記録を作成し、3年間保存します。

2. 焼却施設の維持管理上の基準

＜廃棄物の処理と清掃に関する法律施行規則 第十二条第七項第五号に記載の
 廃棄物の処理と清掃に関する法律施行規則第四条の五第一項第二号の項目＞

	維持管理基準	申請施設の構造・措置
二一イ	ピット・クレーン方式によって燃焼設備にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	焼却物調整投入コンベヤに廃棄物を並べる際に、廃棄物の種類に偏りが無い様、留意して、ごみ質の安定に努めます。
二一ロ	燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。 ただし、第4条第一項第7号のイの厚生大臣が定める焼却施設にあっては、この限りではない。	液状物は、タンクからポンプを使用して炉へ供給することで、外気と遮断した状態で連続定量供給します。固形物は、給じん機内でごみシールを形成して外気と遮断し、スクリーンで連続定量供給します。
二一ニ	焼却灰の熱しゃく減量が10パーセント以下になるように焼却すること。 ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずる恐れがないよう使用する場合にあっては、この限りではない。	完全燃し切り型の流動床式焼却炉の採用により、焼却灰中の熱しゃく減量は10パーセント以下とします。(メーカー実績により、3%以下は十分満足できます。)
二一ホ	運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	助燃バーナ装置・熱風発生炉を設置し、運転開始時には速やかに昇温させます。
二一ヘ	運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ちごみを燃焼し尽くすこと。	焼却炉の運転を停止するときは、炉に設置した助燃バーナにより焼却し尽くすと共に炉から出る未燃ガスを助燃バーナにより二次燃焼室温度を高温に保ち燃焼し尽くします。
二一ト	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	温度計を設置し、燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ記録します。
二一チ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏200度以下に冷却すること。 ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。	燃焼ガスは、廃熱ボイラで熱回収した後、減温塔により温度を160℃程度まで下げろ過式集じん機に入ります。 なお、温度制御は集じん機入り口温度計で行います。
二一リ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度(チのただし書きの場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。	温度計を設置し、ろ過式集じん機に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ記録します。
二一ヌ	冷却設備および排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去すること。	廃熱ボイラに堆積したばいじん、ろ過式集じん機で捕集されたばいじんは連続的に除去し、灰貯槽に搬送します。
二一ル	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却すること。	ボイラ出口酸素濃度が設定値に等しくなるよう、二次空気量を、随時、自動調整して、煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度が100ppm以下(乾きガス基準、酸素濃度12%換算値の4時間平均値)となるように燃焼制御を行います。
二一ヲ	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定し、かつ記録すること。	一酸化炭素濃度計を設置し、煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定し、かつ記録します。

二一ワ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第二の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。	ダイオキシン類の排出濃度は 3ng-TEQ/m ³ N以下とします。 (メーカー実績にて十分満足できます。)
二一カ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を年一回以上、ばい煙量またはばい煙濃度(いおう酸化物、ばいじん、塩化水素および窒素酸化物に係るものに限る。)を6月に一回以上測定し、かつ、記録すること。	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を年一回、ばい煙量またはばい煙濃度(いおう酸化物、ばいじん、塩化水素および窒素酸化物に係るものに限る。)を6ヶ月に一回以上測定し、かつ、記録します。
二一ヨ	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	以下の装置からなる排ガス処理装置を設け、煙突から排出される排ガス中の有害成分濃度を以下の通りとします。 ・乾式消石灰・活性炭噴霧ろ過式集じん機 基準 ばいじん:150mg/m ³ N(乾ガスO ₂ 12%換算)以下 塩化水素:250mg/m ³ N(乾ガスO ₂ 12%換算)以下 硫黄酸化物:150ppm(乾ガスO ₂ 12%換算)以下 窒素酸化物:150ppm(乾ガスO ₂ 12%換算)以下 ダイオキシン類:3ng-TEQ/m ³ N(乾ガスO ₂ 12%換算)以下
二一タ	煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、または冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	該当する設備はありません。
二一レ	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第4条第一項第7号チのただし書きの場合にあっては、このかぎりでない。	ばいじんを焼却灰と分離して排出します。また、排出したばいじんを貯留することができる灰出し設備及び貯留設備を設けます。
二一フ	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	消防法による消火設備を設けます。万が一、火災が発生した場合は、運転員が状況を確認し、施設の自動緊急停止を行います。なお、緊急連絡体制により、緊急時の指示命令システムの明確化を図ります。

＜廃棄物の処理と清掃に関する法律施行規則 第十二条第七項第五号の項目＞

	維持管理基準	申請施設の構造・措置
一	燃焼室の燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保つこと。	燃焼室の燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保ちます。燃焼室の燃焼ガス温度は、炉出口温度計にて連続監視します。
三	令第7条第5号に掲げる施設(廃油焼却施設)及び同条第12号に掲げる施設(廃PCB等及びPCB処理物の焼却施設に限る)にあっては、廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第12条の2第5項第2号の規程により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。	防液堤を設置します。防液堤内の廃油は、一度、回収タンクに戻し、廃液タンク復旧後、再度、廃液タンクに戻します。